

国工事は7億9000万円以上

WTO政府調達協定基準額の邦貨換算額の邦貨換算額改定

区分	中央政府	政府関係機関	都道府県、政令市
建設工事	450万SDR 7億9,000万円 (7億2,000万円)	450万SDR(※2) 7億9,000万円 (7億2,000万円) 1,500万SDR 26億3,000万円 (24億1,000万円)	1,500万SDR 26億3,000万円 (24億1,000万円)
設計・コンサル	45万SDR 7,900万円 (7,200万円)	45万SDR 7,900万円 (7,200万円)	150万SDR 2億6,000万円 (2億4,000万円)
物品など	13万SDR(※1) 2,200万円 (2,000万円)	13万SDR(※1) 2,200万円 (2,000万円)	20万SDR 3,500万円 (3,200万円)

(注) 下段()は現在(2006年4月1日から2008年3月31日までの間)適用されている邦貨換算額
 (※1) 国および政府関係機関における物品およびその他のサービスの調達の基準額は、協定上は13万SDRであるが、自主的措置として10万SDRに引き下げている
 (※2) G P A発効時には1,500SDRのみであったが、その後中央政府機関から独立行政法人化した機関については、450万SDRとなっている

場合、これまではWTO適用により客単点数が1200点以上あるB、Cランクの企業も入札への参加が可能だったが、4月以降は7億2000万円以上7億9000万円未満の工事には、Aランク企業しか参加できなくなる。
 Aランク企業しか参加できない工事は、少数にとどまるため、同省は「全体の発注に大きな影

響はない(官房地方課)としている。
 政府関係機関の適用基準額は当初、都道府県・政令市と同額の1500万SDRだったが、01年から独立行政法人化した機関などに対しては、国と同額の基準を適用している。
 SDRは、IMF(国際通貨基金)の加盟主要国通貨である米ドル、ユーロ、英ポンド、日本円の為替相場の加重平均方式で算定し、2年ごとに見直している。

財務、総務の両省は25日、WTO(世界貿易機関)政府調達協定が適用される公共工事などの新たな基準額を告示した。建設工事は、国が7億9000万円以上(06、07年度は7億2000万円以上)、都道府県・政令市は26億3000万円以上(24億1000万円以上)となり、ともに現行基準額より引き上げられた。各発注機関は4月1日から09年度末まで新たな基準に沿って一般競争入札を実施する。

WTO適用額4月から引上げ

都道府県 政令市 26億3000万円以上

財務、総務省が告示

政令市と同額の1500万SDRだったが、01年から独立行政法人化した機関などに対しては、国と同額の基準を適用している。
 SDRは、IMF(国際通貨基金)の加盟主要国通貨である米ドル、ユーロ、英ポンド、日本円の為替相場の加重平均方式で算定し、2年ごとに見直している。

20年 1月 28日

建設通信新聞